

平成20年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年8月29日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	7 番 川口 東洋
8 番 西本 俊吉	9 番 本田 章紘
10 番 田中 良隆	11 番 藤下 茂昭
12 番 中島 一雄	13 番 田中 孝嗣
14 番 中田 幸子	15 番 小島 進
16 番 野並 享子	17 番 小菅 六雄
18 番 鈴木 市朗	19 番 原田 薫
20 番 田中栄太郎	21 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	代表監査委員	有馬 和夫
会 計 管 理 者	山中 重樹	まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志
総 務 部 長	前田 健司	市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅
都市建設部長	堤 文男	環境経済部長	岡野 勉
環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博	教 育 部 長	東郷 達雄
まちづくり政策室 次 長	中島 宗七	総 務 部 次 長	富田 久和
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄	教 育 部 次 長	山本 治一郎
監 査 委 員 事 務 局 長	市田 新一	秘 書 課 長	立入 孝次

総務課長 川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 辻 昭典

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 委任専決第7号 損害賠償の額を定めることについて

第5 議第53号から議第77号まで一括上程

(野洲市まちづくり寄附条例 他24件)

提案理由説明

第6 議第76号 工事請負契約について

(市道野洲川右岸線道路改良工事(平成20年度3-1工区))

質疑、討論、採決

第7 請願第4号 肥料・飼料等価格高騰に関する請願書

紹介議員説明

第8 議会運営委員会委員の選任

第9 守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙

市長提出議案

委任専決第7号 損害賠償の額を定めることについて

議第53号 野洲市まちづくり寄附条例

議第54号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

議第55号 公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例

議第56号 野洲市税条例の一部を改正する条例

議第57号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

議第58号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例

- 議第59号 平成20年度野洲市一般会計補正予算（第2号）
- 議第60号 平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第66号 平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第67号 平成19年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第68号 平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第69号 平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第70号 平成19年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第71号 平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第72号 平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第73号 平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第74号 平成19年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第75号 平成19年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第76号 工事請負契約の締結について
（市道野洲川右岸線道路改良工事（平成20年度3-1工区））

議第77号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名全員であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回野洲市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員22名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元に配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定いたしましたのでご報告申し上げます。なお、派遣の詳細はお手元に配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成19年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、第17期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、第18期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出されましたので、ご報告申し上げます。

次に、平成20年7月24日付で藤村洋二君から、また同年8月21日付で荒川泰宏君から議員辞職願が本職に提出され、地方自治法第126条の規定により、それぞれ同日これを許可しましたので、会議規則第99条第2項において準用する同規則第98条第3項の規定によりご報告申し上げます。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により第4番、内田聡史君、第5番、奥

村治男君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの25日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(林 克君) 日程第4、委任専決第7号、損害賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) おはようございます。

本日は、平成20年第4回の野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項といたしまして委任専決処分1件、また議決案件として条例の制定3件、条例の一部改正3件、平成20年度補正予算6件、平成19年度決算の認定11件、その他2件の合計25件につきましてご審議をお願いするものでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、報告事項でございますが、昨日は野田消費者行政担当大臣が本市の消費生活相談窓口の実態の取り組みについて視察をされました。近く予定をされております消費者庁の設置についての方策等について担当の職員と意見の交換をされました。時間はわずか1時間足らずでございましたが、実りの多い意見交換ができたものと思っております。ご報告を申し上げます。

それでは、委任専決第7号損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

平成20年5月20日、野洲市役所本庁舎駐車場において発生した駐車中の自動車への公用自動車の接触事故に対し、市の損害額を11万915円と定めるものであります。地

方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

(日程第5)

○議長(林 克君) 日程第5、議第53号から議第77号まで、野洲市まちづくり寄附条例他24件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。

議第53号野洲市まちづくり寄附条例、議第54号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議第55号公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例、議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第58号野洲市下水道条例の一部を改正する条例、議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、議第60号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第61号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、議第62号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第63号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第64号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第67号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第68号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第69号平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第70号平成19年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第71号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第72号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第73号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第74号平成19年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第75号平成19年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第76号工事請負契約について(市道野洲川右岸線道路改良工事(平成20年度3-1工区))、議第77号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求

めることについて。

以上であります。

○議長（林 克君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ちょっとお断りを申し上げますが、のどを痛めまして声が出にくい場合がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、議第53号から議第77項までの25件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第53号野洲市まちづくり寄附条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、4月30日に公布、施行されました地方税法の一部改正によるふるさと納税制度の導入と野洲市まちづくり基本条例推進委員会から答申をいただいた寄附金による基金及び市民活動支援制度とあわせまして、寄附条例を制定しようとするものでございます。野洲市のまちづくりを全国の野洲出身者をはじめ野洲を応援していただく方々に発信することにより寄附金を募るものであります。寄附をしていただける方には市民活動への支援や福祉、教育など各種の事業を選択できることとし、これから寄附金を基金として積み立てて野洲市まちづくり基本条例に基づく参加と協働のまちづくりを推進するために活用していくことを目的としております。

この条例につきましては、公布の日から施行をいたします。

次に、議第54号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が6月18日に公布、施行され、議会議員の報酬につきましては他の非常勤職員の報酬と独立したものと定義され、それに伴う字句の整理及び議員の報酬に係る名称が改正されたこと、また地方自治法の条項の追加による条ずれが生じたことにより、本市の関係条例について所要の改正を行うものであります。

この条例につきましても、公布の日から施行させていただきます。

議第55号公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し

上げます。

本条例につきましては、公益法人制度改革のための一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令が施行されることに伴い、本市における関係条例の引用規定の整理、題名改正等の所要改正を行うものであります。

なお、この条例につきましては一部を除き平成20年12月1日から施行するものであります。

次に、議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布、施行されたことにより、平成20年第2回野洲市議会定例会で承認をいただいた専決処分による同条例の改正を除いたものについて所要の改正を行うと共に、本市の財政健全化計画に基づき、法人市民税の法人税割の税率を改定しようとするものであります。

主な内容でございますが、地方税法の改正に伴うものとしたしましては、寄附金税制の拡充、公的年金からの特別徴収制度の導入に伴う所要の整備等でございます。また、財政健全化計画に基づく法人市民税の法人税率の改正では、資本金等の額が1億円を超える法人に適用する税率を100分の14.5から100分の14.7に改定、増額しようとするものでございます。

なお、本条例につきましては法人市民税の税率については21年4月1日から施行するものでございます。その他の改正につきましては、それぞれの法律の施行日の関係から、付則に定める日から施行するものであります。

次に、議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

幼稚園保育料につきましては、平成19年度から現行の年額7万3,200円でありませんが、今回年額を7万5,600円に改定しようとするものであります。幼稚園保育料の算定根拠については、地方交付税の単位費用算定基礎額を基本としており、この基礎額が7万5,600円に改定されることから、これに伴い平成21年度から幼稚園保育料を改定しようとするものであります。

この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第58号野洲市下水道条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例につきましては、滋賀県公害防止条例施行規則が改正され、硼素及びその化合物の排出基準が見直されたことに伴い、これに準じて野洲市下水道条例の一部を改正するものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、議第59号から議第64号までの平成20年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について説明を申し上げます。

別冊の平成20年度野洲市補正予算書をご覧くださいと思います。

まず1ページでございますが、議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,661万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億5,835万5,000円とするものであります。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、10ページの第2表「債務負担行為補正」をご覧くださいと思います。

中小商業活性化促進事業補助金として、平成20年度から24年度までに1億円の債務保証を制定しておりましたが、債務負担行為についてこれを廃止しますので補正をするものであります。

次に、第3条地方債の補正でございますが、12ページでございます。

地方債の限度額につきましては消防施設整備事業、小型ポンプ整備事業費の変更により1,230万円に減額補正をし、また臨時財政対策債では今年度の発行予定額の確定によりまして、4億7,789万5,000円に増額変更しようとするものであります。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。28ページでございます。

まず、政策管理費では、まちづくり協働推進センター費では、地域SNS導入に係るフォーラム開催費など、経費70万円を追加するものであります。地域SNSとは、パソコンや携帯電話を利用して日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流情報サービスであります。地方自治情報センターが実施する地域SNSモデルシステムを活用した地域活性化に資する支援事業の助成金をいただいて実施するものであります。

次に、一般広報広聴費では、新市長が就任されたときに新市長の所信表明を速やかに地域住民に伝えるため、びわこ放送での30分番組「新・野洲市長に聞く」を作成、放送するため、広告料を94万5,000円追加するものであります。

次に、財政管理費では、基金積立費で2億6,100万1,000円の追加であり、財政調整基金へ2億6,000万円、そして野洲市まちづくり寄附条例に基づき、ふるさと野洲への寄附金を広く募り、この寄附金を財源としてまちづくりを進めるため、一般会計で収入した寄附金を新たに設置するまちづくり基金へ100万1,000円積み立てるものであります。

続きまして、30ページをご覧いただきたいと思います。

情報管理費、行政情報システム費では、先ほどまちづくり協働推進センター費でご説明申し上げました地域SNSに係るシステムを整備するための費用330万2,000円を追加するものであります。

続きまして、市議会議員選挙費、市議会議員補欠選挙費では、野洲市議会議員に欠員が生じたことにより補欠選挙を執行するための経費1,245万1,000円を追加するものであります。

次に、指定統計費でございますが、法定受託事務として県から受託し実施するものでございまして、住宅・土地統計調査について、市の受託する調査区数が確定し、指導員、調査員の数が増加することとなったために、調査員報酬や旅費など176万円を追加するものであります。

続きまして、34ページ、民生費でございますが、障がい者自立支援事業費では、障害者自立支援法の改正に伴い障害者自立支援システムの改修委託料63万円を追加し、また扶助費では生活保護を受給している障がい者の更正医療の適用があり、診療費全額負担が生じたことにより、自立支援医療給付費527万7,000円を追加するものであります。

次に、36ページですが、児童措置費、児童手当で支給事務費では、児童扶養手当法の改正に伴い、児童扶養手当システム改修委託料126万円を追加するものであります。

次に、母子父子福祉費でございますが、母子家庭高等技能訓練促進費について交付決定が1名から2名にふえたことにより、扶助費で123万6,000円を追加するものであ

ります。

続いて、衛生費でございますが、環境保全対策費、環境基本計画普及事業費では、アシ群落再生整備事業の委託内容の一部変更により、委託料で27万5,000円を追加するものであります。また、環境基本計画推進委員会の実施する各プロジェクトへの補助金を精査し、38万3,000円を追加するものであります。

38ページをご覧ください。塵芥処理施設費、廃棄物最終処分場費では、委託料の入札執行残を92万5,000円減額し、蓮池の里処分場内の水路に繁茂している特定外来生物のオオフサモを除去するための清掃委託料140万3,000円を追加するものであります。

続いて、農林水産業費でございますが、生産調整推進対策事業費では、今年度補助事業費の内示に伴いまして、補助金が増額されたことにより、需用費や使用料など31万7,000円を追加し、担い手育成対策事業費では、集落営農ステップアップ促進事業に係る補助金の内示により、5集落分25万円の補助金を追加するものであります。

40ページの国営造成管理体制整備促進費では、事業費の変更によりそれぞれ負担金、補助金を減額するものであります。

次に42ページ、商工費でございますが、商工振興事業費では、工業振興条例の規定による助成措置申請に基づく工業振興助成金4,365万円を追加し、中小企業融資対策事業費では、小口簡易資金の代位弁済に伴う損失補償額の確定により、滋賀県信用保証協会への支払い分として235万3,000円を追加するものであります。

また、商業支援事業費では、中小商業活性化促進事業補助金2,000万円を減額するものであります。

次いで土木費でございますが、道路橋梁維持費では、市道に係る登記委託料で101万6,000円、市道四ツ家木の座線について道路擁壁や路肩の復旧の必要があるために、工事請負費300万円を追加するものであります。

道路新設改良費では、市道竹生南線と県道守山中主線の接続交差に係る手法検討のための測量設計業務委託料として430万円を追加するものであります。

次に、交通安全施設整備費で、市道野神東町線の交差点改良に必要な用地を購入するた

め、公有財産購入費で898万6,000円を追加するものであります。

次に、河川維持費でございますが、河川改修工事費では準用河川間宮川において水路に土砂の堆積や雑草の繁茂による流下能力が低下しており、しゅんせつ工事が必要であるため、工事請負費で505万5,000円を追加するものであります。

都市計画総務費では、平成21年度から権限移譲される開発許可に関する事務準備のための経費として249万9,000円を追加するものであります。

次に、下水道事業費でございますが、下水道事業特別会計繰出金で1,073万9,000円の減額で、平成19年度の特別会計の確定により精算するものであります。

次に、住宅費でございますが、公営住宅管理事業費では、報償費で住生活総合調査を実施するための経費17万4,000円を追加し、また委託料では住宅使用料システム変更のための経費77万5,000円を追加するものであります。

続きまして、消防費でございますが、非常備消防費、消防団活動費では、消防団の防火衣などを購入するための消耗品費で約361万6,000円、経年劣化している消防ホース購入のための備品購入費で88万2,000円を追加するものであります。

次に、消防施設費でございますが、防災センター施設管理費では入札執行残を減額するものであります。

災害対策費、災害対策事業費では223万7,000円の追加で、災害時応急対応用のブルーシート及び被災者を支援するための簡易テントを購入するための費用、また野洲第二保育園設置の固定系デジタル防災行政無線屋外受診拡声子局の修繕費用を追加するものであります。

次いで教育費でございますが、小学校管理費では71万円を減額し、中学校管理運営費では197万8,000円を追加するものでありますが、これは主に木の学習机整備事業や木製品利用促進事業の事業費の確定によるもので変更するものでございます。

次に、幼稚園管理費、幼稚園施設整備費では、中主幼稚園の池安全対策のための経費として、工事請負費94万円を追加するものであります。

次に、青少年教育事業費では、放課後子どもプラン推進事業に基づき実施しております季節子ども教室に係る経費について、季節教室の対象児童が増加したことなどから、27

7万8,000円を追加するものであります。

次に、文化財保護費でございますが、稲荷神社本殿保存修理事業が国の補助内示を受けられたことにより、市の負担分として補助金56万円を追加し、また兵主神社楼門屋根ふき替え事業についても県補助金の追加内示を受けたことにより、市負担分として補助金76万5,000円を追加するものであります。

次に、体育施設費、社会体育施設諸費では、305万円の減額で大型得点板システム購入費の入札執行残を減額するものであります。

次に、56ページ、学校給食センター費でございますが、特色米購入に係る経費として賄材料費で239万1,000円を追加し、給食センター施設管理費では1,492万1,000円の追加であります。主に特色米精米機設置に係る経費として工事請負費で563万6,000円を、備品購入費で928万5,000円の追加をするものであります。

以上が、一般会計に係る歳出の主な内容でございますが、これに見合う歳入といたしましては、戻りまして16ページになるのですが、ご覧いただきたいと思っております。

地方交付税では普通交付税で予算が14億円を見込んでおりましたが、交付額が14億7,505万3,000円と決定になりましたので、7,505万3,000円の増額をするものであります。

国庫支出金では、356万5,000円の追加であり、障害者自立支援費補助金や母子家庭高等技能訓練促進補助金であります。

県支出金では814万3,000円の追加で、障害者自立支援費負担金や権限移譲事務交付金、統計調査委託費などの追加や木の学習机整備事業補助金の減額など、補助金委託金の増減によるものであります。

財産収入では1,000円の追加であります。まちづくり寄附条例に基づき設置したまちづくり基金の利子を見込んでおります。寄附金で100万円の追加であります。これも見込み計上したものであります。

繰入金では7,366万1,000円の増額であります。老人保健事業や介護保険事業特別会計からの繰入金であります。繰越金では前年度決算剰余金から1億7,622万2,000円を繰り入れるものであります。

諸収入では1,162万4,000円の増額であり、主なものは財団法人地方自治情報センターからe-コミュニティ形成支援事業助成金400万円、財団法人滋賀県市町村振興協会から琵琶湖総合保全市町交付金300万円を受けるものであります。

市債では749万5,000円の追加であります。小型動力ポンプ整備事業費の変更により、消防施設整備債を40万円減額するものと、臨時財政対策債の今年度発行可能額の確定によるものであります。

続きまして、特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。補正予算の59ページをお願いいたします。

議第60号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,181万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億9,278万円とするものであります。

それでは歳出の主な内容についてご説明申し上げます。72ページをご覧ください。

保険給付費につきましては、一般被保険者療養費指定公費負担事業として10万円を追加するものであります。これにつきましては、平成20年4月から医療機関での窓口負担が2割になる予定だった高齢受給者について、政府方針で国庫負担金より平成21年3月まで1割負担に据え置くことになりましたが、償還払いにより現金給付を行う療養費については、差額の1割分を市で加算して給付する必要があるために、歳入とあわせて歳出予算を新たに計上するものであります。

次に、老人保健拠出金につきましては、拠出金額が確定したことから事務費拠出金において不足する4万5,000円を追加するものであります。

共同事業拠出金につきましては、拠出金額の当初決定より不足する見込み額として、高額医療費共同事業拠出金で1,091万9,000円を、保険財政共同安定化事業拠出金で4,525万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、74ページをご覧ください。諸支出金につきましては、平成19年度療養費等国庫負担金並びに療養給付費交付金の実績額が確定し、いずれも超過交付となったことから、返還金として665万2,000円と885万円をそれぞれ追加し、対応するもの

であります。以上が歳出であります。

これに見合う歳入といたしましては、66ページでございますが、国庫支出金につきましては、歳出で高額医療費共同事業拠出金が増額見込みとなったことから、これに伴う国庫負担金を273万円追加するものであり、県支出金につきましては国庫負担金と同じく高額医療費共同事業負担金として273万円を追加するものであります。

繰入金につきましては、今回の補正予算において財源不足が見込まれる2,736万8,000円を財政調整基金から繰り入れるものであります。

繰越金につきましては、平成19年度歳入歳出剰余金額が確定したことから、3,888万9,000円の追加をするものであります。

諸収入につきましては、歳出の保険給付費でご説明いたしました療養費指定公費負担事業に充当する財源として、指定公費負担金10万円を追加するものであります。なお、この負担金につきましては、国庫財源が国保連合会等を通じて間接的に交付されるために、国庫負担金ではなく諸収入計上するものであります。

以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明でございます。

それでは、続きまして議第61号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

補正予算書77ページでございます。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,220万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,538万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げます。

諸支出金では平成19年度医療費の実績が確定し、これに係る交付金及び国負担金の精算により、収支差額6,218万円を一般会計繰出金に追加するものであります。また、この精算において支払基金交付金では審査支払手数料交付金に返還が生じたことから、返還金において支払基金返還金として2万2,000円を追加するものであります。以上が歳出でございます。

これに見合う歳入といたしましては、84ページでございますが、支払基金交付金では平成19年度交付金等の実績が確定し、追加交付を受けることとなったことから、1,7

39万7,000円、国庫支出金で4,338万2,000円、また県支出金では119万2,000円を追加するものであります。また、平成19年度決算剰余金23万1,000円を追加するものであります。以上が、老人保健事業特別会計補正予算の説明でございます。

続きまして、議第62号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

補正予算書93ページをご覧ください。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,758万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億582万7,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。108ページでございます。

まず、地域支援事業費では、特定高齢者把握事業で生活機能評価の実施方法が変わり、特定高齢者の候補者が大幅に増加したために、検診委託料で438万3,000円を追加した他、予算科目の組み替えを含め、合計で449万3,000円を追加するものであります。

また、110ページでございますが、諸支出金では修正申告による保険料の還付金の不足分9万1,000円を追加する他、前年度の保険給付費、地域支援事業費、職員給与費及び事務費の実績による精算に伴う返還金等を計上したもので、国、県支払基金への返還金で1,151万7,000円を、一般会計繰出金で1,148万1,000円を追加するものでございます。

以上が歳出でございますが、これに見合う歳入といたしましては、100ページでございますが、国庫支出金では110万5,000円の追加であり、また地域支援事業の追加に伴うものであります。

支払基金交付金では464万円の追加であり、主に地域支援事業の追加に伴うものの他、前年度保険給付費の不足分の精算交付を受けるものであります。

県支出金の55万1,000円、繰入金の55万2,000円の追加につきましても、主に地域支援事業の追加に伴うものであります。

繰越金では、前年度決算剰余金の確定により、2,073万4,000円を追加するも

のであります。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算の説明でございます。

続きまして、議第63号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

補正予算書113ページをご覧ください。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,366万円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。126ページでございます。

公共下水道事業管渠築造費では、受益者負担金徴収事務費で、前納報償金として25万7,000円、公共下水道事業管渠築造事業費で富波11-1号枝線管渠工事や公共污水枘設置工事として325万円を追加するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、120ページでございますが、負担金及び分担金で受益者負担の賦課確定見込みにより、264万9,000円を追加し、繰入金で前年度決算剰余金の精算により農業集落排水事業及び公共下水道事業繰入金を精査しまして、1,072万2,000円を減額、また繰越金では前年度決算剰余金の確定により農業集落排水事業及び公共下水道事業繰入金を合わせまして、1,158万円の追加をするものであります。

以上が、下水道事業特別会計補正予算についての説明でございます。

続きまして、議第64号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

補正予算説明書129ページでございます。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,414万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ29億4,466万9,000円とするものであり、第2条地方債の補正でございますが、134ページの第2表「地方債補正」をご覧ください。

地域開発事業借換債では26億2,290万円に変更するものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。144ページでございます。

公債費、元金では、地域開発事業償還元金につきまして財源更正を行い、利子では借入

金利子の確定により、地域開発事業債償還利子を1,414万1,000円減額するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、138ページでございますが、財産収入で1億9,291万円の追加であり、これはかねてより誘致を進めておりましたマルカキカイ株式会社へ乙窪工業団地第6ロットの土地の売却に伴う1億9,705万9,000円を追加すると共に、これに伴いイオン株式会社に従業員駐車場としての貸付をしておりました同土地の貸付収入を414万9,000円減額するものであります。

また、繰越金では平成19年度からの繰越金1,104万9,000円を追加するものでございます。

市債では借入額を2億1,810万円減額するものであります。

次に、議第65号から議第75号までの平成19年度各会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

このことについては、当該決算審査を去る7月22、23、25、28、29日の5日間にわたって、監査委員の方々にお願ひし、詳細な審査を受けたところでございます。後ほど監査委員さんからご報告をいただきますが、総括意見といたしましては、各会計の決算については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認められたとのご意見をいただいております。

それでは、平成19年度野洲市各会計歳入歳出決算書により、各会計の決算について説明を申し上げます。

まず、議第65号平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、14ページをご覧下さい。歳入決算額が175億1,752万4,022円で、歳出決算額は170億7,915万9,560円となり、歳入歳出差引額は4億3,836万4,462円ですが、この中には翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源5,397万1,000円が含まれていますので、これを控除いたしますと実質収支額は3億8,439万3,462円となりまして、この額を平成20年度に繰り越すものであります。

次に、議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、24ページでございますが、歳入決算額が39億1,836万9,889円で、

歳出決算額は38億6,947万9,983円となり、歳入歳出差引額は4,888万9,906円となりました。

続きまして、議第67号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、30ページでございますが、歳入決算額が33億9,043万2,877円で、歳出決算額は33億9,010万1,565円となり、歳入歳出差引額は33万1,312円となりました。

また、議第68号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、38ページでございますが、歳入決算額が24億3,981万6,488円で、歳出決算額は23億6,608万6,175円となり、歳入歳出差引額は7,373万313円となりました。

次に、議第69号平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額及び歳入決算額は共に2,467万5,000円で、歳入歳出差引額はございません。

次に、議第70号平成19年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、50ページでございますが、歳入決算額が26億2,786万4,440円で、歳出決算額は26億454万2,679円となり、歳入歳出差引額は2,332万1,761円ですが、この中には翌年度に繰り越すべき繰越明許費一般財源1,024万円が含まれておりますので、これを控除いたしますと実質収支額は1,308万1,761円となりまして、その額を平成20年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議第71号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、56ページでございますが、歳入決算額が3,500万1,223円で、歳出決算額は2,999万4,037円となり、歳入歳出差引額は500万7,186円となりました。

また、議第72号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額が1,482万7,037円で、歳出決算額は1,482万7,000円となり、歳入歳出差引額は37円となりました。

続きまして、議第73号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算

の認定については、歳入決算額が29億8,636万9,230円で、歳出決算額は29億7,531万8,512円となり、歳入歳出差引額は1,105万718円となりました。

また、議第74号平成19年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入決算額及び歳出決算額は7,404万2,881円で、歳入歳出差引額はございません。

最後に、議第75号平成19年度野洲市水道事業会計決算の認定については、別冊の野洲市水道事業特別会計決算をご覧いただきたいと思っております。

まずは1ページでございますが、収益的収入及び支出であります。収入決算額が8億3,891万8,618円で、これに対して支出決算額が8億7,744万3,866円、収入支出差引額は3,852万5,248円の赤字となりました。

資本的収入及び支出であります。収入決算額が8,370万1,247円、これに対して支出決算額は5億2,671万7,251円となりましたものであり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。

以上が、決算認定の概要説明でございます。

次に、議第76号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

市道野洲川右岸線道路改良工事につきましては、さる第3回臨時議会において請負金額1億9,425万円で、請負人を株式会社北河技研工業と定め、平成20年7月8日付で本契約に係る議会の議決をいただいたところでございます。

しかしながら、同年7月28日付で当該請負人から大津裁判所に自己破産申し立てをした旨通知があったことから、建設工事請負契約書第44条第1項及び第2項に基づき、同年8月1日付で契約解除を履行する旨当該請負人あて通知をしたところでございます。

今般、当該工事契約解除に伴い、新たに当該工事請負人を決定する必要性が生じたために、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号に基づき、請負金額を同額の1億9,425万円で請負人を株式会社辻工務店と定め、請負契約を締結するため、地方自

治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第77号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員8名のうち、苗村昌代さん並びに藤上みどりさん、そして田中芳子さんの3名の委員につきましては、平成20年12月31日をもって3年間の任期が満了することに伴い、人権擁護委員3名の推薦をしようとするものであります。

苗村昌代さん並びに藤上みどりさんにつきましては、平成18年から人権擁護委員として1期3年間の活躍をいただいております、引き続き法務大臣から人権擁護委員として委嘱されるよう推薦するものであります。

また、2期6年間にわたり人権擁護委員として活躍をいただきました田中芳子さんの後任として、田中ふじ江さんを推薦するものであります。後任の田中ふじ江さんにつきましては、昭和26年生まれで昭和49年4月に野洲町役場に就職され、平成15年3月に野洲市役所を退職されるまで33年間奉職され、現在は通所介護事業所、居宅介護支援事業所を開設され、日々職務に精励されております。

以上、3名とも温厚篤実な方で、人権擁護委員として適任と考え、推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、議第65号から議第77号までの決算認定について、代表監査委員の有馬和夫氏より監査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（有馬和夫君） おはようございます。ただいまご指名をいただきました監査委員の有馬でございます。過日、議会選出の監査委員、田中良隆氏と審査を行いましたので、その結果につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成19年度野洲市一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成19年度野洲市水道事業会計決算に対する審査の結果は次のとおりであります。

まず、審査の対象としましたのは、平成19年度野洲市一般会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算、平成19年度野洲市各基金運用状況、平成19年度野洲市水道事業会計決算であります。

次に、審査の期日ですが、平成20年7月22日、23日、25日、28日、29日の5日間であります。

審査の方法といたしましては、平成19年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、その付属書類及び基金運用状況報告書等について、計数の確認とあわせて予算執行の適否及び事務処理の合理性について慎重に審査を実施いたしましたところでございます。また、関係職員の説明を求めると共に、既に実施した例月出納検査及び定期監査の状況も参考にして審査を行ったものであります。

次に、審査の結果であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算は、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認めるところです。

今回の決算については、合併後の決算としては3回目の決算年度であることから、いま一度決算の正確性などの基本的な部分を中心に審査を実施したところであります。

さて、平成19年度においての新規事業としては、まちづくり基本条例の制定により自主的な市民活動を支援するためのまちづくり協働推進センターの設置をはじめ、保育園の耐震診断調査、携帯電話による不審者・災害情報メール配信システムの整備や環境基本計画の市民参加による実践活動の推進、また小学校児童の放課後における子ども教室などが整備されるところでありまして、継続・拡大事業としては、農道や市道の整備、商工業の振興、新給食センターの運営、なかよし交流館やコミュニティセンターなどの指定管理者制度によるところの運営など、野洲市としての確実な歩みがうかがわれるところであります。

しかし、その一方で国の三位一体の改革による地方交付税の削減等により、財源不足が生じる事態が予想されることや、少子高齢化の進行などから行政を取り巻く環境はますます厳しいものとなってくると思われ、また公債費比率は昨年度より改善しているものの、起債等の負担は将来の財政運営に影響が出てくるものと推察されます。このため、市においては行政評価の導入や財政健全化計画など、一連の地方行政改革の流れに沿ったプランによって対策を講じられているところであります。

さて、このような現行制度の財政状況下において、皆様もご承知かと思いますが、2006年に夕張市が財政破綻したことにより、地方自治体の財政悪化を事前に防止し、財政の健全化に資するために昨年6月に国の方で「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、平成19年度決算から各自治体においては財政の健全性を判断する基準であるところの4つの財政指数を算定した後、監査委員の審査に付した上で公表することが求められたところであります。

本市の場合、決算意見書として配付しております資料の45ページをご覧いただきたいと思えます。健全化判断比率等を記載した意見書が45ページでございますか、表の①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率は、平成19年度会計は黒字のため比率としては表れませんが、国が示す基準であります早期健全化基準よりそれぞれ下回っていることから可としたものです。以下③からは国が示す基準より下回っていることから可としたものであります。また、46ページの公営企業会計経営健全化審査についても、国が示す基準より下回っていることから可としたものであります。

いずれにいたしましても、近年の多岐多様化する住民ニーズに応えるには、行政改革の積極的な取り組みにより、将来を見通した確実な予測のもと、中長期的な幅広い視野を持った対応が図られると共に、合併した利点を生かした取り組みによって、堅実で魅力ある住みよいまち野洲市の実現を期待するものでございます。

以上、平成19年度野洲市各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（林 克君） 次に、市長より地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率等について報告を求めます。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成

19年6月に公布されましたことによりまして新たに平成19年度決算から議会への報告が義務付けられることになりました健全化判断比率についてご説明申し上げます。

議案書の63ページでございますが、従来、地方公共団体の会計につきましては、わかりやすい財政状況の開示等が不十分、再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない、収支の指標のみで負債の財政状況に課題があっても対象とならない、公営企業にも早期是正機能がないといった問題がありました。

つまり、普通会計につきましては、赤字額が標準財政規模の20%を超えるといきなり財政再建団体となり、いわばイエローカードとも言える注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計に幾ら赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものでもありませんでした。

こうしたことから、財政健全化法が公布され、財政の早期健全化と財政再生の2段階で財政悪化をチェックすると共に、特別会計や企業会計もあわせた連結による地方公共団体全体の財政状況を明らかにしようとするものであります。

そして、この判断比率については、毎年度監査委員の審査を受け、意見を付して議会に報告をすると規定されております。

具体的には、報告書記載の4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして公営企業につきましては、64ページの報告に記載されていますとおり資金不足比率、これらの比率で判断しようとするものでございます。

これら健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準を超える団体は20年度決算からは早期健全化計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないとされております。

それでは、平成19年度決算に基づいて算出した野洲市の健全化判断比率について算出結果を申し上げます。

まず、実質赤字比率については「－」で表されていますが、これは野洲市の普通会計につきましては黒字でございますので、数値としては出てまいりませんということでございます。括弧内の13.08という数字は、早期健全化基準の数値でございます。

次の連結実質赤字比率についても、野洲市の普通会計及び公営企業会計を含めた公営事

業会計につきましても、連結黒字でございますので、数値としては出てまいりません。

次の実質公債費比率については15.2%で、早期健全化基準である25.0%を下回っております。

そして、将来負担比率につきましては142.1%で、これも早期健全化基準の350%を下回っております。

また、次のページの資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、工業団地等整備事業特別会計、いずれも資金不足を生じていないため、資金不足比率はないという結果となりました。

このように、本市の平成19年度決算に基づき算出した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているというご報告をさせていただきます。

また、先ほど監査委員からご意見をいただきましたように、8月8日に監査委員審査を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に処理されているとのご意見をいただいております。

以上でございます。

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、議第76号工事請負契約について(市道野洲川右岸線道路改良工事(平成20年度3-1工区))を議題といたします。

これより、議第76号について議案質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議第76号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、議第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第76号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第76号工事請負契約について(市道野洲川右岸線道路改良工事(平成20年度3-1工区))は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

(日程第7)

○議長(林 克君) 日程第7、請願第4号肥料・飼料等価格高騰に関する請願書を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

第20番、田中栄太郎君。

○20番(田中栄太郎君) それでは、肥料・飼料等価格高騰に関する請願書を朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や世界的な穀物需給の構造的な逼迫、加えて投機資金の流入により、肥料・飼料等の生産資材に係る価格は高騰し続けており、農畜産経営はいまだかつてない危機的な状況に直面しています。

生産者とJAグループでは、急激な生産コストの上昇に対し、コスト低減に懸命に取り組んでいますが、自らの努力だけでは解決できない状況となっていることから、国及び県行政は生産者の経営安定を図る即効性のある対策や低コスト生産に向けた支援措置等を早急に実施する必要があります。

また、あわせて食料と競合しない原料を用いたバイオエタノールの研究開発の推進、資源・食料への投機資金への流入規制、輸出国の輸出規律の強化など、国際的な問題解決に国を挙げて取り組む必要があります。

つきましては、こうした状況を踏まえ、下記事項が実現するよう政府機関に対し意見書の提出など必要な措置を講じていただきたく、地方自治法第124条の規定によりお願い

たします。

1、生産コストに着目した経営安定対策の確立。

①将来にわたって安定的な農業生産が維持できる生産構造を確立すると共に、今後の肥料・飼料等価格のさらなる高騰や高どまり等に対応するため、急激なコスト上昇に直接対応できる新たな収入安定対策や再生産を確保できる抜本的な経営所得安定対策を早急に確立すること。

②生産コストの上昇分が農畜産物の販売価格に適切に転嫁されるよう、引き続き消費者の理解促進対策を進めると共に、農畜産物の価格転嫁が生産コスト上昇分を賄うことのできる価格形成の仕組みや価格変動調整金制度などを早急に確立すること。

③野菜については生産コスト上昇を踏まえ、野菜価格安定制度の保証基準額を引き上げる。

2、低コスト生産に向けた支援対策の充実・強化。

(1) 肥料高騰対策。

①肥料価格高騰に対応するため、肥料流通の合理化を進めると共に、土壌分析に基づき低成分肥料の活用や施肥効率の向上等の取り組みを支援する対策を講じること。

また、耕畜連携のさらなる促進に向けた堆肥流通や散布等への支援対策を充実・強化すること。

②農地・水・環境保全向上対策において、化学肥料・農薬の低減などの営農活動支援により、環境負荷低減の取り組みを促進する対策を強化すること。

(2) 飼料高騰対策。

①今後も飼料価格のさらなる高騰や高どまりがあった場合には、経営安定に向けた即効性のある追加支援対策を講じること。

また、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に向け、生産者の負担軽減策を講じると共に、十分な予算を確保すること。

②輸入飼料への依存度を低減するため、自給飼料増産対策や配合飼料使用料の低減、低コスト生産に取り組む生産者に対する支援対策を充実・強化すること。あわせて、生産性向上や技術開発の加速、流通コストの低減対策を強化すること。

(3) 燃油高騰対策。

原油価格高騰に伴う生産コスト増大に対応するため、燃油使用量を削減するヒートポンプや多重カーテンなど、省エネルギー設備・施設整備対策を充実・強化すること。

また、これらの設備・施設の活用に伴う電力料金の営農用特別価格を設定すること。

3、税制対策。

①原油価格の高騰に伴う軽油価格の高騰に対しては、農業用軽油免税制度（32.1円／リットル）を継続すること。

②肥料・飼料価格高騰に対して、新たな税制特例を創設すること。

4、食料増産・自給率向上対策。

①国民の生命と安全を守ることは、国家主権であり、国民にとって不安のない政策こそ「骨太の方針2008」に示されている「食料安全保障」であるとの観点に立って、農業の国内生産を基本とした食料増産・自給率向上に向けた政策を国家政策として早急に明示すること。

②穀物や肥料原料等を輸入に依存する我が国にとって、最近の諸外国における輸出禁止・制限措置の濫用や輸出税の賦課は看過できない問題である。輸出国は自らの権利と機会を拡大するだけでなく、応分の義務を担うよう輸出規律を厳格化し、輸入国の食料増産を可能にすること。

以上でございます。どうかみなさんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時41分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第8）

○議長（林 克君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

荒川泰宏君の議員辞職に伴い、議会運営委員会委員に欠員が生じたため、委員会条例第8条第1項の規定により、本職より指名いたします。

第15番、小島進君を指名いたします。

（日程第9）

○議長（林 克君） 日程第9、守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

荒川泰宏君の議員辞職に伴い1名の欠員が生じたため、補欠選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（林 克君） ただいまの出席議員は 22 名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（林 克君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 配付漏れがないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（林 克君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演台に投票箱を設置しておりますので、演台に向かって左側より登壇して右回りで投票をお願いします。

ただいまから投票を行います。

（職員点呼、投票）

○議長（林 克君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（林 克君） ただいまから開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に第 4 番、内田聡史君、第 5 番、奥村治男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（林 克君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 22 票

無効投票 0 票

有効投票中

第 2 4 番 秦 眞治君 1 8 票

第 8 番 西本俊吉君 2 票

第 1 7 番 小菅六雄君 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票総数は 2 票であります。よって、第 2 4 番、秦眞治君が当選されました。

ただいま守山野洲行政事務組合議会議員に当選されました第 2 4 番、秦眞治君が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（林 克君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明 8 月 3 0 日から 9 月 3 日の 5 日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、明 8 月 3 0 日から 9 月 3 日の 5 日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 9 月 4 日は午前 9 時から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。（午前 1 0 時 5 7 分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年8月29日

野洲市議会議長 林 克

署 名 議 員 内 田 聡 史

署 名 議 員 奥 村 治 男